

汚染土壌電子管理システム（DENKAN）利用規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、一般社団法人日本汚染土壌処理業協会（以下、「JSTA」という。）が運営する汚染土壌電子管理システム（以下、「DENKAN」という。）を第6条に規定する利用者（以下、「利用者」という。）が利用するために必要な手続き並びに利用方法等に関する事項を定めたものである。

2 DENKANは、汚染土壌の搬出の段階から処理されるまでの間、汚染土壌の流れを適正に管理し、処理土の追跡可能性を確保することで、汚染土壌の不適正な処理を防止するとともに、事務作業の効率化、統計情報の把握等を行うことを目的とする。

（本規約の変更）

第2条 JSTAは、DENKANの運営上、必要な範囲において本規約を随時変更することができるものとする。この場合、JSTAは、利用者に対し相当な手段で事前に通知し、または公表するものとし、当該通知の日から起算して20日以内に利用者から第17条の規定による解約の申出がない場合には、当該利用者につき本規約の改正が承諾されたものとみなす。

（運営）

第3条 DENKANの運営管理は、第三者機関である一般社団法人資源循環ネットワークのDENKAN情報管理センター（以下「情報管理センター」という）が行う。

2 情報管理センターは、DENKANの利用に関して利用者が発生した損害に対し、責任を負わない。ただし、情報管理センターの故意または重過失に基づく損害については、この限りではない。

3 情報管理センターは、DENKANに登録された情報を、情報管理センターが定めるサーバーで管理し、利用者が、案件管理に関する情報を常時閲覧できるようにする。

（権利の帰属）

第4条 DENKANを構成するプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、また付随する技術などに関わる知的財産権その他の一切の権利は、JSTAまたは情報管理センターに帰属する。

- 2 利用者は、DENKAN上にアップロードした情報またはファイルについて、データ保守の目的において複製しバックアップする権利を、情報管理センターに与えるものとする。

(DENKANの提供区域等)

第5条 DENKANの提供区域は、日本国内とする。

- 2 情報管理センターは、定期的なシステムメンテナンスのために、一時的にDENKANのサービスを停止することができる。ただし、情報管理センターは、事前にDENKANのホームページ上にメンテナンスの予定を掲示するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報管理センターは、メンテナンスにあたり、前項ただし書きにより掲示した予定時間を渡過する必要性が生じた場合、メンテナンス終了時間を延長することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、情報管理センターは、次の各号に定める場合、利用者に事前に通知することなく、一時的にDENKANを中断することができる。
 - (1) DENKANの保守作業を行う緊急の必要がある場合
 - (2) JSTAまたは情報管理センターが運用上または技術上、DENKANの一時的な中断が必要と判断した場合
 - (3) 火災、停電、地震、噴火その他の天災及び戦争、テロ行為などの事情によりDENKANの提供が困難な場合
 - (4) その他不可抗力によりDENKANの提供が困難な場合

第2章 DENKANの利用契約手続

(利用者)

第6条 利用者とは、本規約を承諾の上、第7条で定める利用契約手続きが完了し、JSTAがDENKANの利用を承認した者をいう。

(利用契約手続き)

第7条 DENKANの利用を開始しようとする者は、別紙1の利用申込書に記入の上、JSTAへ提出する。

- 2 JSTAが前項に規定する利用申込を受領し、必要な手続きを完了してJSTAが利用を承認した日(以下、「利用契約成立日」という。)に利用契約が成立するものとする。
JSTAは、利用申込を受領後速やかにこの承認をするか否かについて利用申込をした者に対して通知するように努める。
- 3 利用者は、前項に定める承認の通知を受けた後、DENKANの利用を開始する日(以下、「利用開始日」という。)を定め、情報管理センターに報告する。利用開始日は、利用者が前項に定める承認の通知を受領した日から2週間以上経過した日を定めることを要

する。

- 4 情報管理センターは、利用開始日を確認した後2週間を目途にログインID、パスワードを通知する。JSTA及び情報管理センターは、別表1「DENKAN利用機材等の準備及び負担一覧」に定めるところに従い、同表で定める「DENKAN利用機材」、及び運搬車両等を登録したICカード（以下、「DENKANカード」という。）を利用者に交付する。
- 5 DENKAN利用機材及びDENKANカードは、JSTAから利用者に対して貸与するものであり、利用者は、善良な管理者の注意義務をもって保管し、また、本規約に定める目的外に使用してはならない。
- 6 通常の使用または初期不良によるDENKAN利用機材及びDENKANカードの故障等があった場合、JSTAは新たな機材を貸与する。
- 7 利用者の責に帰すべき事由によりDENKAN利用機材の修理が必要になった場合には、修理代金に相当する費用を弁償する。利用者の責によりDENKAN利用機材の紛失、盗難、あるいは修理不能状態になった場合、利用者は機材の市場価格と同額を弁償する。
- 8 利用者は、DENKAN利用機材を第三者に譲渡、転売、貸与してはならず、また、JSTAの許可なく修理、改造をしてはならない。
- 9 利用者は、DENKAN利用機材のアプリ、プログラム、その他電子的情報に改変を加えること、その他類する行為をしてはならない。
- 10 JSTA及び情報管理センターは、利用者が前3項に違反したことによって、当該利用者が負った損害について、一切の責任を負わない。利用者は、前3項に違反したことにより、JSTA、情報管理センターまたはその他の第三者に生じた損害の一切を賠償する。

第3章 利用者の責務等

（DENKANの利用方法）

第8条 利用者は、最新版のDENKANユーザーマニュアル（以下、「DENKANマニュアル」という。）に従い、DENKANを利用する義務を負う。

- 2 利用者がDENKANマニュアルに従わずにDENKANを使用したために、利用者その他の者に、損害またはその他の不利益が発生した場合、JSTA及び情報管理センターは、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がDENKANマニュアルに従わずにDENKANを使用したために、第三者に損害またはその他の不利益が発生した場合には、当該利用者は、第三者の損害またはその他の不利益の賠償に務め、JSTA及び情報管理センターに一切の迷惑をかけてはならない。

（ログインID及びパスワードの管理）

第9条 利用者は、情報管理センターが交付するログインID及びパスワードの使用、管理

ついて一切の責任を負う。

- 2 利用者のログインID及びパスワードが、他の第三者に使用されたことによって当該利用者に損害が発生したとしても、JSTA及び情報管理センターは、当該利用者の故意または過失の有無を問わず、一切の責任を負わないものとする。また、当該ログインID及びパスワードによりなされたDENKANの利用は当該利用者によって行われたものとみなし、当該利用者は利用料の支払いその他一切の責任を負うものとする。
- 3 利用者は、ログインIDやパスワードが不明となった場合には、情報管理センターに申し出て、情報管理センターの指示に従うものとする。

(設備等)

- 第10条 利用者は、DENKANを利用するにあたり、通信環境、電源及び重量インポートやトラックの発着管理に必要なパソコンを利用者の負担において準備するものとし、DENKANの運用に支障が生じないように、これらの機器等が正常に稼働するように維持・管理する義務を負う。
- 2 DENKANの利用に際してかかる通信料・電気代は、別表1「DENKAN利用機材等の準備及び負担の一覧」に定める者が負担する。

(登録料金・利用料金)

- 第11条 DENKANの利用料金は、別表2「料金体系」によるものとする。
- 2 利用者は、前項の定めに従い、毎月末を締め日としてJSTAが作成、送付した請求書に基づいて翌月末までに銀行振込により利用料金等の必要な費用を支払わなければならない。ただし、利用者がJSTAとの間で別段の定めをした場合には、この限りではない。
- 3 利用者は利用料金等に係る消費税・振込み手数料等を負担するものとする。
- 4 JSTAは、支払われた登録料金及び利用料金等について、いかなる理由を問わず返還しないものとする。

(同時利用の特則)

- 第12条 複数の利用者（以下、「複数利用者」という。）が同一の者から依頼を受け、同一の案件にあたり、同一の搬出現場の汚染土壌を処理する場合には、複数の利用者のうち案件登録を行った利用者を「代表利用者」とする。ただし、複数利用者は、情報管理センターに対し連名で届け出ることにより、案件登録を行った利用者とは異なる利用者を代表利用者とすることができる。
- 2 前項の場合には、前条1項の規定にかかわらず、別表2に定める「案件登録」及び「搬出現場用端末レンタル料」の利用料金は、代表利用者についてのみが発生し、その他の複数利用者には発生しないものとする。ただし、代表利用者が支払を怠った場合には、複数利用者が連帯して支払う義務を負う

- 3 代表利用者が第1項の搬出現場において担当する土壌の搬出を終え、それ以降当該搬出現場の土壌の搬出を行わない場合、複数利用者のうち、当該時点以降も土壌の搬出を継続する者達は、新たな代表利用者を定め、情報管理センターに報告しなければならない。

(QRコードの利用)

第13条 利用者が、コンテナQRコードを利用しようとする場合には、利用を予定する日の2週間以上前に、情報管理センターに、所定の申請書により申請する。

- 2 情報センターは、前項の申請があった場合、申請書の受領後2週間以内に、コンテナ1台につき3枚のコンテナ用QRコードを発行する。

(変更の申出)

第14条 利用者は、利用者名、代表名、住所、保管施設の名称または処理施設の名称を変更する場合には、JSTAに対し書面により申し出るものとする。

- 2 利用者名の変更は、次の場合に限り認める。
 - (1) 個人での登録にあつては、相続による場合、改名による場合。
 - (2) 法人での登録にあつては、合併・分割により契約を承継する場合、会社名を変更する場合。

(譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、JSTAの許可なしに、DENKANの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならず、売買、名義変更、その他担保に供する等の行為はできないものとする。

(禁止行為)

第16条 利用者は、DENKANを利用するにあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者のログインIDまたはパスワードを使用する行為
- (2) 他の利用者または第三者に迷惑・不利益を与える行為
- (3) DENKANシステムに支障をきたすおそれのある行為
- (4) DENKANシステムの不備を利用する行為
- (5) DENKANの信頼を損なうような行為
- (6) JSTA、情報管理センター、他の利用者または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為
- (7) JSTA、情報管理センター、他の利用者または第三者を誹謗、中傷する行為
- (8) JSTAまたは情報管理センターの運営を妨げる行為
- (8) 犯罪その他の公序良俗に反する行為及びそれに結びつく行為
- (10) 法令に違反する行為

(11) その他 J S T A が不相当と判断した行為

(解約)

第17条 利用者は、J S T A に対し、書面により通知することにより、利用契約を解約することができる。

2 前項の解約があった場合でも、利用者は、解約をした月の月末までの搬出現場用端末レンタル料などの一切の費用を支払う義務があり、J S T A は料金等の払い戻しを行うことを要しない。

(指定区域における管理票の併用)

第18条 利用者は、土壌汚染対策法第20条に定める管理票についての電子化が法定化されるまでの間は、DENKANを利用するのみでは、同法に定められた義務を果たしたといえないと判断され得ることを理解し、法の定めに従った管理票を併用しなければならない。

第4章 登録情報等の取扱い

(縦覧権)

第19条 情報管理センターは、利用者が登録した全情報(以下、「DENKAN登録情報」という。)の一切の情報を縦覧できる。

- 2 J S T A 及び利用者は、個々に与えられた閲覧権限に基づくデータのみを閲覧できる。
- 3 前項に定める J S T A の閲覧権限については別表3「J S T A の閲覧権限」に定める。

(DENKANデータの利用)

第20条 情報管理センターは、DENKANの改善、その他のサービスを開発し提供するために、第19条1項で得られたDENKANのデータ、その他DENKANに関して得られた情報を利用することができる。

- 2 J S T A は、有償・無償を問わず、統計情報を分析し、公表することができる。ただし、公表する統計情報には、個々の利用者等(利用者及び登録案件に関わる第三者をいう。)の個人情報、または個人が識別される情報が含まれないようにしなければならない。
- 3 適正処理の監査を行う機関が設立された場合には、情報管理センターは、当該機関に、適正処理の監査に必要な情報を提供することができるものとする。

(機密情報等の管理)

第21条 情報管理センターは、J S T A との間で締結する機密保持契約に従い、DENKANの運営上知り得た利用者の諸情報を第三者に漏えいすることのないよう適切に管理

する。

- 2 情報管理センターは、従業員及びDENKANの業務上関連する企業に対し、前項の義務を遵守させる。
- 3 情報管理センターは、当該利用者本人の承諾に基づく場合及び裁判所の令状に基づく開示その他の法律上開示しなければならない場合は、DENKANの運営上知り得た利用者の諸情報を開示することができる。
- 4 情報管理センターは、DENKANの業務上関連する企業と秘密保持契約を行い、契約書写しをJSTAに提出するものとする。
- 5 本条の定めは、利用契約終了後も効力を有する。
- 6 JSTAは、情報管理センターによる個々の機密情報等の管理について、監督する義務を負わず、情報漏えいにより利用者に生じた損害を賠償する義務を負わない。

(データの不足についての対応)

第22条 利用者は、情報管理センターに対し、登録したデータに欠損または不備ある場合、データの追加及び修正を依頼することができる。

- 2 情報管理センターは、前項に定める依頼を受けたときは、随時修正等の対応を行う。
- 3 情報管理センターは、登録データの変更を利用して不適正な土壌処理が行われることを防止するため、第1項の依頼内容及び第2項の対応内容について必要な情報を保管する。
- 4 利用者は、利用者の登録したデータに誤りがあったことにより生じる一切の責任を負う。

第4章 JSTA及び情報管理センターの権利義務

(利用契約の解除)

第23条 利用者が次の各号に該当する場合、JSTAは、当該利用者に事前に通知または勧告することなく、利用契約を解除し、またはDENKANの利用を一時停止することができる。

- (1) 利用申込時に虚偽の申告をした場合
- (2) DENKANに入力されている情報の改ざんをした場合
- (3) ログインIDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (4) DENKANの運営を妨害した場合
- (5) DENKANシステムの不備を利用した場合
- (6) 第2号から第5号に定める行為をしようとしているとJSTAが判断した場合
- (7) DENKANの利用料金その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒んだ場合
- (8) 利用者の指定した支払口座(振替口座)の利用が停止された場合
- (9) 利用者に対する破産等の申立があった場合

- (10) 本規約または本規約に基づく細則に違反した場合
 - (11) J S T Aまたは情報管理センターの名誉を著しく傷つけた場合
 - (12) その他J S T Aが利用者として不適当と判断した場合
- 2 前項の場合、利用者は、期限の利益を失い、当該時点で発生している利用料金等J S T Aに対して負担する一切の債務を一括して履行するものとする。
- 3 第1項各号により、J S T Aまたは情報管理センターが損害を被った場合、J S T A及び情報管理センターは、それぞれの被った損害の賠償を求めることができる。

(DENKANの変更)

第24条 J S T Aは、DENKANのサービス内容を変更する必要がある場合には、J S T Aの判断に基づいて、サービス内容を変更することができるものとする。

(DENKANの廃止)

- 第25条 J S T Aは、廃止日を定め、DENKANを廃止することができる。
- 2 前項に定める廃止日は、J S T Aが廃止の決定をした日から3か月以内の日とすることはできない。
- 3 J S T Aは、第1項の廃止をする場合、廃止日の3か月前から前項に定める日までの間、継続してDENKANのホームページ上にDENKANを廃止する旨の掲示しなければならない。

第5章 その他

(反社会的勢力の排除)

第26条 利用者は、現在かつ将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しない者、また暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わない者でなければならない。

(問合せ対応)

- 第27条 DENKAN利用上の問合せ対応は、情報管理センターが行う。
- 2 前項記載の問合せ先は、電話番号 093-616-8165、F A X 093-616-8150、メール denkan@trace-recycle.or.jp とする。
- 3 第1項記載の問合せ受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝日及びセンター指定日を除く）とする。
- 4 DENKANのホームページのアドレスは、<http://denkan.trace-recycle.or.jp> とする。

(管轄裁判所)

第28条 利用者とJSTAとの間、または利用者と情報管理センターとの間で、本規約やDENKANの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

附則 本規定は、平成30年4月1日から適用する。

別表1. DENKAN利用機材等の準備及び負担の一覧

機材		機材の確保をすべき者	その他の準備等についての定め	備考
D E N K A N 利 用 機 材	搬出現場用端末	JSTAが準備し、利用者に貸与する。	利用者は、電源を確保し、電気料金を負担する。	・予備機1台を含めて1現場あたり2台を貸与する。
	積替え保管施設用端末	JSTAが準備し、利用者に貸与する。	利用者は、電源及び通信手段を確保し、電気料金・通信費を負担する。	・利用者は、申請時に、到着用・出発用のそれぞれ1台(合計2台)を設置するか、1台で到着用・出発用を切替えて利用するかを選択する
	処理施設用端末			
DENKANカード		情報センターが作成・送付する。		・登録車両1台・船舶1隻ごとに1枚必要となる。 ・登録申請後2週間程度を目途に送付する。
コンテナ用QRコード		情報センターが作成・送付する。		・コンテナ1台あたり3枚必要になる。 ・登録申請後2週間程度を目途に送付する。
パソコン		利用者が準備をする。	利用者は、電源及び通信手段を確保し、電気料金・通信費を負担する。	・利用登録、案件登録、管理票情報の閲覧、重量インポートをする場合に必要となる。

別表2. 料金体系

項目	利用料金	条件等
利用者登録	無料	
案件登録	1万円/案件	
搬出現場用端末レンタル料	1万円/月	JSTAが端末を貸与
車両・船舶登録	1千円/台・隻	情報センターがDENKANカード発行(送付)、紛失・破損による再発行も同料金。ただし、通常使用による劣化で読み取り不能になった場合は500円/枚
コンテナ用QRコード	100または200円/枚	コンテナ1台あたり3枚必要、マグネット付(主に陸送・海上輸送用)は200円/枚、マグネットなし(主にJR貨物用)は100円/枚
積替え保管施設登録	10万円/施設	端末はJSTAが貸与、ただし端末通信費は利用者負担
処理施設登録	20万円/施設	
システム利用料金	100円/回	搬出現場出発時、処理施設から二次処理施設への搬出時

※請求時には別途消費税が加算されます。

別表3. JSTAの閲覧権限

案件登録情報		閲覧	
案件名		×	
案件番号		○	
管理票交付者	氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	×	
	住所及び連絡先	×	
	一次管理紐付け	×	
施工管理者	氏名又は名称	×	
	施工管理者権限区分	×	
運搬受託者	氏名又は名称	×	
	住所及び連絡先	×	
処理受託者	氏名又は名称	×	
	住所及び連絡先	×	
交付情報	交付担当者の氏名	×	
	交付番号(固定文字列)	×	
	土壌汚染の原因	×	
	土壌の荷姿	○	
	処理方法	○	
	期間	×	
	案件状態	×	
汚染土壌の汚染状態	溶出量基準超過	○	
	第二溶出量基準超過	○	
	含有量基準超過	○	
汚染場所所在地	区域の指定等	○	
	名称	×	
	住所及び連絡先	○	市区町村まで
	申し送り事項	×	
	コンテナ使用の有無	×	
積替え又は保管場所	積替え場所又は保管場所	○	
	名称	○	
	住所及び連絡先	○	
	許可番号	○	
	申し送り事項	○	
	コンテナ使用の有無	○	
汚染土壌処理(受入)施設等	名称	○	
	住所及び連絡先	○	
	受渡者名	○	
	申し送り事項	○	
案件参照事業者	氏名又は名称	×	
案件備考		×	

汚染土壌管理情報(報告書)		閲覧	
報告書作成期間		×	
事前届出情報の概要	事前届出情報名	×	
	管理票交付者	×	
	施工管理者	×	
	運搬受託者	×	
	処理受託者	×	
	事前届出情報登録日	×	
	事前届出番号	×	
	登録担当者	×	
	処理方法	○	
	汚染状態	特定有害物質	○
超過内容		○	
濃度等		○	
運搬・処理ルート	搬出場所	○	市区町村まで
	積替え保管施設	○	
	処理施設	○	
運搬・処理概要	運搬区間	○	市区町村まで
	運搬方法	○	
	運搬車両等数	○	
	合計重量	○	